

| | |
|-------|---|
| 件名 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 主管課 | 総務部 管理局 人事課 |
| 根拠法令等 | 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成21年10月9日付け21人委第253号） 労働基準法（昭和22年法律第49号） 地方公務員法（昭和25年法律第261号） |

【改正の概要】

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、月60時間を超える超過勤務時間に対する超過勤務手当の支給割合の改定及び超勤代休時間の新設を実施するために、「職員の給与に関する条例」等について所要の改正を行う。

また、技能労務職及び公営企業職員にも同様の措置を実施するために必要な条例改正を行う。

（平成22年4月1日に施行される改正労働基準法に対応するための措置）

〔改正条例〕

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第57号）

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年条例第56号）

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年条例第50号）

愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第38号）

〔改正内容〕

1 超過勤務手当の支給割合の改定

月60時間を超える超過勤務時間に対する超過勤務手当の支給割合を次のとおり改定

| 現 行 | | | 改正後 | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 支給割合 | （深夜） | 支給割合 | （深夜） |
| 平日 | 125 / 100 | 150 / 100 | 150 / 100 | 175 / 100 |
| 週休日・休日等 | 135 / 100 | 160 / 100 | | |
| 週休日振替 | 25 / 100 | - | 50 / 100 | - |

「週休日」は、土曜日又はこれに相当する日に限る。

「休日等」は、休日給が支給される時間以外の時間に限る。

2 超勤代休時間の新設

上記支給割合の差額分の支給に代えて、超勤代休時間をとることができる制度を新設する。

施行日 平成22年4月1日

【その他参考事項】